

条例に盛り込む内容案及び検討ポイント（前回条例案との比較表）

条例の項目		第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (<u>下線</u> ：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
前文	前文	(全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。)	(全体の条例内容を検討したあと、盛り込むべき内容を整理する。)	(記載内容への主な意見) ・ 条例制定の意義 ・ 動物福祉の考え方やその必要性 ・ 円山を主軸に他の動物園のボトムアップを図る意図 ・ 「人と動物の健康及び地球の健全性の基盤となる生物多様性の保全」といったワンヘルスの要素 ・ 生物多様性の保全が公益の活動であること ・ 生物多様性保全の活動は公益性のある活動であること
第1章 総則	目的	この条例は、動物園等の活動に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市、市民及び事業者の責務を定め、動物園等の生物多様性の保全活動に市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。	案1) この条例は、動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることを認め、動物園等の活動に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、 <u>かけがえのない野生動物を将来世代に受け継ぐために、市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。</u> 案2) この条例は、 <u>動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していることを認め、動物園等の活動に関する基本理念及び基本原則を定めるものとする。</u> また、市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現を図り、 <u>現在及び将来世代のために野生動物の保全に寄与することを目的とする。</u>	・ 目的は「生物多様性の保全」、「自然と人が共生する持続可能な社会の実現」であり、その結果として「野生動物が将来に受け継がれる」ことを目指す。 ・ 種の保存法の動物園等の責務に「動物園等が生物多様性の保全において重要な役割を有していること」が前提として記載されていることから、「重要な役割を有することを認め」を明文化。 ・ 市、市民、事業者の責務の記載は削除し、「協働」又は「力をあわせること」によって持続可能な社会の実現を目指すことを記載する。 ・ 動物園らしさを出し、時間的側面を付加するため、将来に向けた野生動物の保全に係わる表現を追記する。 ◎ 2文にわけるとか。「野生動物を将来に受け継ぐ」を前に書くか、後ろに書くか。
	基本理念	動物園の活動は、動物福祉に配慮することを根幹として、生物多様性の保全に貢献することを目的に行われなければならない。	動物園等の活動は生物多様性の保全を目的として行われなければならない。その活動においては、 <u>最善の科学的知見に基づいた良好な動物福祉が確保されなければならない。</u>	・ 条例の目的を生物多様性の保全とし、動物園の活動において動物福祉の向上は不可欠であることを基本理念として提示。 ・ 動物福祉は最善の科学的知見に基づき評価されるものである。 ・ 良好な動物福祉の確保は義務である。 ・ 最善の科学的知見に基づいた良好な動物福祉を確保するを英語にすると、 ensure good animal welfare based on the best scientific evidence ◎レクリエーションや情操教育は生物多様性の保全活動の中に含まれる取組と理解できるが、その要素が伝わりにくい、かつ大切な要素であるため、理念に特だすべきとも考えられる。案文を確認後、再検討。《再調整中》
	定義 (動物)	1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他多細胞生物をいう。ただし、植物や菌類を除く。	1 この条例において「動物」とは、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫その他 <u>多細胞生物</u> をいう。ただし、植物や菌類を除く。	・ 希少種には限らない、家畜を含むという解釈は、解説に記載する。 ・ 「その他多細胞生物」は限定列挙した種以外の多細胞生物を指しているが、多細胞生物と哺乳類等の列挙した種が重複した表記となることから、「その他の…」とし哺乳類等を例示した表現に修正する。

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (下線：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)													
(野生動物)		<p>2 この条例において「野生動物」とは、家畜化されていない動物をいい、自然生息地で生育した個体群並びに人の管理下で飼育及び繁殖した飼育下個体群を含む。</p>	<p><参考> 動物園の飼育動物は、赤枠の動物をさす。英語にする場合は、captive wild animalsを使用。 家畜化されている動物は青枠の動物をさす。家畜化されていない動物は緑枠。 本来の野生動物を飼育（捕獲）した時点で赤枠になる。 調査研究は、本来の野生動物（例えば円山動物園に照らすとシマリスやコウモリ、ニホンザリガニなど飼育していないもの）も対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="2021 600 2861 842"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">人為選択による表現型の変異</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">人の管理</th> <th>有</th> <td>家畜 domestic animals</td> <td>飼育下の野生動物 captive wild animals</td> </tr> <tr> <th>無</th> <td>野生化した家畜 feral domestic animals</td> <td>本来の野生動物 wild animals</td> </tr> </tbody> </table> <p>・国際的にも通用すること、種の保存法でも同様の意味で「野生動物植物」を用いていることから、野生動物という言葉が緑枠内の動物を指すと定義し、条例内で使うこととする。 ・野生化した家畜（ノネコ、ノイヌ）を含まないことは、解説に記載する。</p>			人為選択による表現型の変異		有	無	人の管理	有	家畜 domestic animals	飼育下の野生動物 captive wild animals	無	野生化した家畜 feral domestic animals	本来の野生動物 wild animals
		人為選択による表現型の変異														
		有	無													
人の管理	有	家畜 domestic animals	飼育下の野生動物 captive wild animals													
	無	野生化した家畜 feral domestic animals	本来の野生動物 wild animals													
(動物園水族館)	<p>2 この条例において「動物園水族館」とは、野生動物を飼育し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の生態及び習性を調査研究し、生息域内保全に取り組むとともに、市民に展示及び教育を通じて生物多様性の保全に関する多様な情報を提供する施設をいう。</p>	<p>3 この条例において「動物園水族館」（「動物園等」）とは、主に野生動物を飼育し、展示し、かつ繁殖及び累代飼育を目指すとともに、野生動物の保全に関する研究、教育及び啓発を通して生物多様性の保全に資する施設をいう。</p>	<p>・理想とする動物園をしっかりと定めるということを前提に定義を考える。 ・以下のことを定義に含む。 －野生動物を飼育し、展示する。《家畜の飼育場、研究施設との区別》 －ただ飼育していればよいのではなく、繁殖及び累代飼育を目指す。 －生物多様性の保全活動（研究、教育、生息域内・域外保全）を実施する。《エンターテイメント施設との区別》 ・読みやすい表現とするため、「野生動物の保全に関する研究、教育、啓発を通して」と表現。 ・動物園で取り組む種の保存は、主に野生種を対象とするが家畜種を否定するわけではないことは解説に記載。</p>													
(動物福祉)	(検討中)	<p>4 この条例において「動物福祉」とは、科学的指標を用いて判断する動物の精神及び身体の状態をいう。</p>	<p>・動物福祉は、栄養、環境、健康（獣医学的管理）、行動、精神の5つの領域の影響を受けて、良くも悪くもなるものであることを解説に記載する。 ・アニマルウェルフェアへの言及、同義として扱うことを解説に記載する。</p>													
(累代飼育)	<p>6 この条例において「累代飼育」とは、動物を何世代にも渡って繁殖し、飼育することをいう。</p>	<p>5 この条例において「累代飼育」とは、動物を3世代以上に渡って繁殖させ、かつ飼育することをいう。</p>	<p>・他施設との連携は不可欠な要素だが、条文へ都度記載するのは避け、「国内外の動物園等関係機関との連携」の項目への記載にとどめる。解説には記載する。</p>													
(再導入)		<p>6 この条例において「再導入」とは、ある生物が消滅した本来の生息域の範囲内において、意図的な移動および放出を行うことをいう。対象種の生存可能個体群を回復させることを目的としている。</p>	<p>・IUCN（国際自然保護連合）再導入とその他の保全的移植に関するガイドライン（環境省訳）より引用。</p>													

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (下線：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
(生息域内保全)	4 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することを言い、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。	7 この条例において「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいう。また、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。	・生息域内保全では、生息地の保全（植物の保全）に寄与すべきであることから、栽培種という植物の記載についてもそのままとした。（生物多様性条約の引用）
(生息域外保全)	5 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内における措置を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。	8 この条例において「生息域外保全」とは、主として生息域内保全を補完するため、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。	・「動物の保護、増殖をすること」を記載するという動物園の活動の具体的な記載案もあったが、域内保全の定義においても一般的定義を使用したこと、それだけでは遺伝子保存などの取組が読みとれなくなるなどから、前回案を採用している。 ・他施設との連携は不可欠な要素だが、条文へ都度記載するのは避け、「国内外の動物園等関係機関との連携」の項目への記載にとどめる。解説には記載する。
(環境エンリッチメント)	7 この条例において「環境エンリッチメント」とは、飼育下における行動の選択肢を広げ、充実させることにより野生動物本来の自然な行動を発現させ、動物福祉の向上につなげる方策をいう。	9 この条例において「環境エンリッチメント」とは、野生動物本来の自然な行動を発現させ、動物福祉の向上につなげるために、飼育下における行動の選択肢を広げ、充実させる方策をいう。	
基本原則	動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行われなければならない。 (1) 生物多様性の保全の取組にあたっては、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保存されなければならない。 (2) 飼育する動物の身体的、心理的及び社会的要求を科学的に理解し、動物福祉に配慮した飼育管理を行うとともに、生涯にわたる責任をもたなければならない。 (3) 飼育する動物や野生動物を取り巻く環境について、興味や理解が深まるような展示を行うとともに、効果的な教育普及活動を実施し、市民の生物多様性についての理解を深め、実践につながるよう努めなければならない。 (4) 施設、設備、及び施設の衛生状態を良好に維持し、施設利用者、動物、及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように努めなければならない。	動物園等の活動は、次に掲げる事項を基本原則として行われなければならない。 (1) 生物多様性の保全は、野生動物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。 (2) 飼育する動物の身体的、心理的及び社会的要求を科学的に理解し、 <u>適切に観察、記録、評価及び分析を実施し、良好な動物福祉を確保した環境を整備するとともに</u> 、飼育する動物の生涯にわたる責任をもたなければならない。 (3) <u>野生動物の生態及び生息環境について、正しく理解し、興味や理解が深まるような動物の展示及び情報発信を行わなければならない。</u> (4) <u>教育普及活動は、地球上の生命がかげがえのない存在であることの気づきを与え、生物多様性についての理解を促進し、自ら行動を変えることが促されるよう効果的なものでなければならない。</u> (5) <u>施設、設備の適正な管理を行い、施設の衛生状態を良好に維持し、飼育する動物、施設利用者及びその他関係者が安全で安心して過ごせるようにしなければならない。</u>	・(1)は動物園の活動（保護して増殖、野外調査、野生復帰、逸走事故など）が生態系を壊してはいけないということを意図する。わかりにくいという意見から、いくつかの修正意見もあったが、生物多様性基本法の文章を採用する。（生物多様性基本法からの引用） ・(2)の動物福祉に、科学的知見に基づくものであること、モニタリング（観察～分析）の実施を追記。生涯にわたる責任とは、終生飼育の責任だけを指すものではなく、繁殖計画や収集計画、貸出先にまで責任をもつことを意図する。生涯にわたる責任の意図は解説に記載する。 ・(3)は生息環境を想像させる展示（ランドスケープの要素）を行うことを意図。 ・(4)は教育活動を通じて生物多様性の保全への理解、実践を促すことを意図。 ◎(4)教育活動の原則では、具体的な手法の記載意見があった、このような具体的な記載があった方がよいかどうか。 「生物多様性に関する教育プログラムは、科学、コミュニケーション、及び参加に基づいて実施する」 ・(5)は安全の確保を義務表現とした。「快適」は削除し、施設の整備の条項に記載する。 ・連携（国際協力）については、一部の事業に係る内容であることから別条項として記載する。
市の責務	1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な支援を行わなければならない。 2 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を総合的に推進する施策を実施しなければならない。 3 動物園等の設置者である市は、動物園等が適正に運用されるようにしなければならない。	1 市は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組を認識し、動物園等を通じた生物多様性保全の取組を促進するための必要な <u>支援を含む総合的な施策</u> を実施しなければならない。 2 市が動物園等を設置する場合は、設置した動物園等が <u>本条例の目的及び基本理念に従って適正に運営されるように</u> しなければならない。	・1は、市が動物園等を支援することを記載。 ・札幌市が円山動物園の動物福祉の取組を高水準に維持することに責任を持つこと、透明性を高めて適正な動物園の運営を実施することについては、3章円山動物園が実施することとして調整する。 ・義務規定とする。
市民の責務	市民は、動物園等の実施事業に積極的に参加し、動物園等の取組を通じた生物多様性保全の重要性を認識し、自らの日常生活における生物多様性保全のための取組の実践に努めるものとする。	市民は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組に <u>理解を深め、これを支援するとともに</u> 、自らの日常生活においても <u>生物多様性の保全に貢献するよう努めるものとする。</u>	・市民と事業者の表現を合わせる。動物園の生物多様性保全への理解と協力、活動の実践について努力義務として表現する。 ・活動の実践については、「貢献する」という表現を追記。

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (下線：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
事業者の責務	事業者は、動物園等の生物多様性の保全の取組に理解を深めるとともに、動物園が実施する生物多様性の保全の取組に協力するよう努めるものとする。	1 事業者は、動物園等の行う生物多様性の保全の取組に理解を深め、これを支援するとともに、 <u>生物多様性の保全に配慮した事業活動を推進するよう努めるものとする。</u> 2 事業者が動物園等を設置する場合は、設置した動物園等が本条例の目的及び基本理念に従って適正に運営されるようにしなければならない。	・活動の実践について追記。 ・2に、事業者が動物園等を設置した場合について市の責務2項と同様に記載する。
第2章 動物園 水族館	実施事業 動物園等は、次のことを実施する。 (1) 生物多様性の保全及び教育を目的とする動物の収集及び飼育 (2) 野生動物の保全に効果のある調査研究 (3) 動物の保全技術の確立 (4) 生息域内における保全活動 (5) 生物多様性の保全の重要性を伝えるための展示、情報発信、及び教育活動 (6) 動物を慈しむ心や他者との関係性について想像力を育む教育活動 (7) その他、前各号の事業に付帯すること	動物園等は、 <u>本条例の目的及び基本理念に従って、次のことを実施する。</u> (1) 生物多様性の保全及び教育を目的として動物の収集及び展示を行うこと (2) 野生動物の保全に効果を有する調査及び研究を行うこと (3) <u>動物の飼育及び繁殖技術を研究し、確立しかつ実践すること。</u> (4) <u>生息地の保全、普及啓発、資源の提供及び再導入等の生息域内保全に取り組むこと</u> (5) 生物多様性の保全の重要性について <u>理解を深めるための展示、情報発信、及び教育活動を行うこと</u> (6) <u>生きものや自然の不思議に気づく感性を養い、動物を慈しむ心や豊かな人間性を育む機会を提供すること</u> (7) その他、設置者が必要と考える追加的措置	・(1) 動物の収集については、保全や教育以外を目的とする収集は行わないことを明示するため、「生物多様性の保全及び教育を目的として」を記載する。 ・(3) (4) 研究内容や技術、域内保全の取組を具体的に記載。 ・(5) 生物多様性の保全を「伝える」ではなく、「理解を深める」に修正。 ・(6) に自然認識、情操教育、レクリエーションの要素をまとめて記載。 ◎連携や人材育成に関わる事業は、事業内容としては記載することが困難であるため、別の条項に記載する。
動物福祉の向上	(動物福祉への配慮) 1 動物園等は、動物の身体的、心理的及び社会的要求に適した環境を提供するため、動物福祉に関する規程を定め、適切に実施されているか評価し、必要に応じて改善を行う。 2 前号の規程には、次の項目を定めるものとする。 (1) 栄養管理に関する事項 (2) 飼育及び展示する施設及び環境に関する事項 (3) 動物の移送に関する事項 (4) 獣医療に関する事項 (5) 環境エンリッチメントに関する事項 (6) トレーニング（訓練）に関する事項 3 次のことを禁止する。 (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖 (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について一定期間親子等を共に飼養せず、不必要に早期に親子を分離すること (3) 動物福祉を過度に低下する訓練 (4) 動物の生態を誤って伝えることになる動物の擬人化を行うこと	(動物福祉の向上) 1 動物園等は、飼育する動物の生活の質を確保するため、 <u>以下を整えた飼育管理を行う。</u> (1) <u>動物種ごとの身体的、心理的、社会的要件に適した飼育環境</u> (2) <u>予防から治療にわたる質の高い獣医療体制</u> 2 動物園等は、次の事項を含む <u>動物福祉に関する規定を定めるものとする。</u> (1) 栄養管理に関する事項 (2) 飼育及び展示施設並びに飼育環境に関する事項 (3) 動物の移送に関する事項 (4) <u>健康管理に関する事項</u> (5) 環境エンリッチメントに関する事項 (6) トレーニング（訓練）に関する事項 3 <u>動物園等においては、次のことを禁止する。</u> (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖 (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について、一定期間親子等を共に飼養せずに不必要に早期に親子を分離すること (3) 動物福祉を過度に低下する訓練を行うこと (4) <u>動物の生態を損なう動物の擬人化を行うこと</u> (5) <u>野生動物を家畜的に取扱うこと</u> (6) <u>動物福祉を過度に低下するふれあいを行うこと</u> 4 動物園等は、適切に規程を遵守しているかを評価し、必要に応じて改善のための措置をとるものとする。 5 動物園等は、最新の科学的知見及び専門的助言に基づいて、 <u>適宜、規程の見直しを行い、改正した規程は速やかに公表するものとする。</u>	・配慮⇒向上に変更 ・QOLを確保できる飼育管理、獣医管理を行うという記載が必要との意見があったので、種ごとに整えるべき飼育環境、獣医学ケアを施せる体制という基本的条件を記載。 ・4に福祉向上のためのモニタリングスキームの確立を記載する。 ◎3(1)に「遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖」は、将来的に種を保存するために現在は致し方なく近親交配も実施しているような種の繁殖を否定する意図はない（例えばトキ）が、表現として誤解が生じる可能性がある。また、日本ではチーターの近交係数の近さなど、最近問題を指摘されている種があるが、それらの繁殖を否定することになるともとれる。保全に寄与という表現が適切かどうか。 ◎3(5)にペット化（野生動物を家畜的に扱うこと）を追記する。 家畜のように人との接触を前提とした飼育ではなく、適度な距離（柵越しであること、物理的な距離があること）をとって野生動物を慣らさないように取り扱うことを意図しているが、案文の表現で誤解がないかどうか。 ◎3(6)に動物福祉を過度に低下するふれあいを追記するが、表現として適切かどうか。 ・適切に実施されているか評価すること、規定を見直すことを項立てて(4、5項)記載する。 ・安楽殺に関わる内容は、3章へ記載する。

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (下線：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
危機管理体制の整備	<p>1 動物園等は、施設利用者及びその他関係者の安全に配慮し、日頃から事故等の発生の防止に努めるとともに、災害、動物の逸走及び感染症等の事故防止に関わる計画及び危機管理体制を整備する。</p> <p>2 動物園等は、事故等の緊急事態の発生に備え事故対策に関わる計画を整備し、これに基づく訓練、計画の検証、及び計画の見直しを定期的実施する。</p>	<p>1 動物園等は、<u>飼育する動物</u>、施設利用者及びその他関係者の安全に配慮し、日頃から事故等の発生の防止に努めるとともに、災害、動物の逸走等の事故及び感染症の防止に関わる計画を作成し、その実施体制を整備する。</p> <p>2 動物園等は、事故等の緊急事態の発生に備え事故対策に関わる計画を作成し、定期的な訓練を行い、計画の検証、及び計画の見直しを実施する。</p> <p>3 動物園等は、市民生活に影響を及ぼす可能性のある事故等が発生した場合には、事故対策に関わる計画に基づいて、直ちに関係機関に通報を行うとともに、近隣住民などにも迅速かつ適切な情報提供を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育する動物の安全確保を追記。 ・1は事故防止に関する計画と体制の整備、2は事故発生時の対策マニュアルの整備と訓練の実施と分けて記載。 ・3に重大な事故の際の通報、近隣住民への注意喚起を追加。
施設の整備及び管理	<p>動物園等は、生物多様性の保全に資する施設の整備を図るとともに、施設利用者、動物及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように施設、設備、及び施設の衛生状態を適正に維持管理する。</p>	<p>動物園等は、生物多様性の保全及び動物福祉の向上に資する施設の整備を図るとともに、施設利用者、動物及びその他関係者が安全かつ快適に過ごせるように、施設、設備及び施設の衛生状態を適正に維持管理する。</p>	
国内外の動物園等関係機関との連携	<p>動物園等は、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け効果的に事業を展開するために、国内外の政府、自治体、大学等研究機関、及び動物園等関係機関との連携を図られるよう努めるものとする。</p>	<p>動物園等は、本条例の目的及び基本原則に従って、自然と人が共生する持続可能な社会の実現に向け効果的に事業を展開するために、国内外の政府、地方公共団体、大学等研究機関、動物園等及び動物園等の活動と関連する国際機関又は団体等との連携及び協力を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非政府組織（NGO）との連携も含めた表現とする。
情報の共有	<p>1 動物園等は、動物園の活動に関わる情報が広く市民、事業者周知されるよう情報の発信に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、公衆に対し毎年度これを公表するものとする。</p>	<p>1 動物園等は、動物園等の活動に関わる情報が広く<u>速やかに</u>市民、事業者周知されるよう情報の発信に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、第2章に掲げる活動を記録し、これを保存するとともに、毎年度市民が知ることができるよう適切な方法で公表するものとする。</p> <p>3 動物園等は、動物園等の活動に関する市民、施設利用者及び事業者の意見等を収集するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者との協働の視点から、3項目に市民からの意見の収集を追記する。
人材の確保及び人材の育成	<p>1 動物園等は、動物園学、生態学、栄養学、獣医学、保全遺伝学等の専門性の高い人材の確保に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、前項の専門性に対する資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。</p>	<p>1 動物園等は、動物園学、生態学、生理学、栄養学、<u>行動学、動物福祉学</u>、獣医学、保全遺伝学及び<u>保全医学等専門的知識を有する</u>人材の確保に努めるものとする。</p> <p>2 動物園等は、前項の専門性に対する資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神的な健康を伴うことが重要なため、行動学や福祉学」「ワンヘルスや生物多様性の保全を意識した活動を行うため、保全医学」などの趣旨は重要なので、1項目に追記、趣旨は解説に記載する。

条例の項目		第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (下線：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
第3章 円山動物園	運営方針及び実施計画の策定		<p>1 市長は、本条例の基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な円山動物園の運営を図るため、運営方針を策定しなければならない。</p> <p>2 前項の運営方針は、適切な計画期間を設定するものとし、その時々野生動物及び地球環境の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう考慮されなければならない。</p> <p>3 運営方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 当該計画期間における運営理念 (2) 重点取組項目及び推進方策 (3) 今後飼育展示する動物種に関する方針 (4) その他市長が必要と認めた項目</p> <p>4 運営方針は、社会情勢等の変化に伴い、計画内容及び計画期間を見直す必要が生じたときは、計画期間内にあっても、変更することができる。</p> <p>5 市長は、運営方針に沿った運営を実現するため、中期的かつ具体的な計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>6 前項の実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 重点取組項目に対応する実施事業の概要と取組指標 (2) 動物飼育・繁殖に関する年次計画 (3) 施設整備に関する年次計画 (4) その他市長が必要と認めた項目</p>	
	実施事業		(削除)	・2章で記載の実施事業の具体的内容は、前条の運営方針内で定めることとしたため、実施事業の項目は削除する。
	動物福祉の向上		<p>1 市長は、動物の飼育管理における動物福祉の向上の取組について審議し、改善を図るための機関を設置する。</p> <p>2 前項の機関の運営に関する事項については、市長が別に定める。</p> <p>3 第1項の機関は、第○条第○号の項目（事項）及び次の項目（事項）を含む動物福祉に関する規定を定める。 (1) 動物福祉の評価に関する事項 (2) 安楽殺に関する事項 (3) 動物福祉の調査研究に関する事項</p> <p>4 動物福祉の向上に関する意識高揚や動物福祉の取組を推進することを目的に、毎年7月25日を「動物福祉の日」に定める。</p> <p>5 飼育動物並びに施設利用者、職員及びその他関係者などの人の安全管理の意識高揚や安全対策の強化を図ることを目的に、毎月28日を「安全点検強化の日」に定める。</p>	<p>・委員会（福祉規程策定・評価・見直し）の設置と動物福祉規程を定めることを規定する。</p> <p>・安楽殺の規定を円山動物園の章に盛り込む（第3回部会意見）。</p> <p>・動物福祉の評価に関する事項には評価委員会を設置して運用することを想定する。</p> <p>・動物福祉の日の制定を盛り込む。 ◎安全点検強化の日の制定を盛り込む。「動物福祉の向上」の項目に規定するかどうか。</p>

条例の項目	第3回 条例検討部会	第4回 条例検討部会 (<u>下線</u> ：前回案から変更した部分)	検討ポイント (◎：特に審議が必要な点)
職員		<p>1 職員は、飼育する動物の良好な動物福祉を確保できるよう常に飼育環境の維持向上に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、施設利用者の安全を守り、安心して観覧できるよう動物の適正な飼育管理及び施設の安全管理に努め、事故防止及び対策の訓練を実施するものとする。</p> <p>3 職員は、動物福祉の向上及び生物多様性の保全を図ることができるよう必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。</p> <p>4 市長は、前3項を確実に実施するため、第〇条第〇項（第2章の人材の確保及び人材の育成の1項目）に示す職員が配置されるよう考慮しなければならない。</p> <p>5 市長は、最新の知見の収集や技術習得を目的とした研修の機会を設けるものとする。</p>	<p>・他の条例を参考に職員がやるべきことを記載する。</p> <p><参考>職員について規定する条例の例 ①札幌市自治基本条例第14条（職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。） ②札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第4条（幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。）</p>
市民動物園会議		<p>1 円山動物園の運営に関し、本条例及び運営方針に基づいて実施されているかを審議するため、市民動物園会議を置く。</p> <p>2 市民動物園会議は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>7 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>・附属機関条例から動物園条例に設置根拠を移す。</p>